

食安監発0810第2号
平成21年8月10日

佐賀県健康福祉本部長 殿

厚生労働省医薬食品局
食品安全部監視安全課長

韓国産生食用冷蔵むき身うにの回収等について（依頼）

今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記の貨物は腸炎ビブリオ最確数が460/gであり、食品衛生法第11条に違反することが判明しました。

当該貨物はすでに全量通関済みであり、国内流通の可能性があるため、貴自治体において下記輸入者に対し、当該品が国内において販売等されることがないように適切な監視指導方よろしくをお願いします。また、対応終了後、その概要を当課あてご報告いただくようあわせてをお願いします。

なお、輸入者に対しては検疫所より当該貨物は食品衛生法第11条違反であるため、その措置については貴職の指示に従うよう指導しています。

記

品名	生食用冷蔵むき身うに
製造者	BO SUNG TRADING CO., LTD.
届出数重量	4 CT, 48.00 kg
輸出国	韓国
輸入者	(有)三星商事 佐賀県唐津市呼子町呼子 3086-2
届出先	福岡検疫所福岡空港検疫所支所
届出年月日	平成21年8月4日
輸入届出受付番号	第94001035230号-1
検査結果	腸炎ビブリオ最確数 460/g
違反確定日	平成21年8月10日